

改正

平成25年3月1日告示第74号

平成25年4月1日告示第125号

平成29年3月31日告示第111号

平成29年8月21日告示第260号

令和4年6月15日告示第209号

上尾市建設工事競争入札参加資格者格付要綱

上尾市建設工事競争入札参加資格者格付要綱（平成19年上尾市告示第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、上尾市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成25年上尾市告示第74号。以下「規程」という。）第8条の規定により行う格付（以下単に「格付」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（格付の方法）

第2条 格付は、資格審査数値により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり行うものとする。

（1）上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿において登録業種が建築工事業、電気工事業又は管工事業の場合

級の区分	資格審査数値
S級	1,500点以上
A級	750点以上1,500点未満
B級	650点以上750点未満
C級	650点未満

（2）上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿において登録業種が前号に掲げる場合以外の場合

級の区分	資格審査数値
S級	1,500点以上
A級	850点以上1,500点未満

B級	650点以上850点未満
C級	650点未満

2 前項の「資格審査数値」とは、審査数値（次条第1項又は第2項の規定により得られた客観的事項の審査の結果に係る数値をいう。以下この項において同じ。）と評価点数値（第4条の規定により得られた主観的事項の審査の結果に係る数値をいう。）とを合算した数値をいう。ただし、規程第6条第1項の規定により資格審査を申請した日（以下「資格審査申請日」という。）において市内に本店、支店及び営業所を有しない場合にあつては、審査数値のみをいう。

（客観的事項）

第3条 客観的事項（平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）第1に定める項目をいう。）の審査の結果に係る数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。

2 前項の規定にかかわらず、格付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する者である場合における客観的事項の審査の結果に係る数値は、当該各号に掲げる数値とする。

（1）官公需適格組合 次のア及びイに掲げる項目の区分に応じ当該ア及びイに掲げる数値を合算した数値

ア 経営規模及び技術力 当該組合及び5以内の組合員（当該組合の理事及び当該組合の理事又は組合員が代表者である法人を含む。以下同じ。）の当該項目に係る額又は数値を合算したものに付き、告示第2に定める基準に準じて行った審査の結果に係る数値

イ 経営状況及び社会性等その他の審査項目 当該組合及び5以内の組合員の当該項目について告示第2に定める基準により行った審査の結果に係る数値の平均値（1未満の端数があるときは、小数点以下第1位の数字を四捨五入して得た数値）

（2）経常建設共同企業体 次のア及びイに掲げる項目の区分に応じ当該ア及びイに掲げる数値を合算した数値

ア 経営規模及び技術力 当該経常建設共同企業体の構成員の当該項目に係る額又は数値を合算したものに付き、告示第2に定める基準に準じて行った審査の結果に係る数値

イ 経営状況及び社会性等その他の審査項目 当該経常建設共同企業体の構成員の当該項目について告示第2に定める基準により行った審査の結果に係る数値の平均値（1未満の端数があるときは、小数点以下第1位の数字を四捨五入して得た数値）

（主観的事項）

第4条 主観的事項（規程第8条の規定により市長が定める項目をいう。次項において同じ。）の審査の結果に係る数値は、次の表の左欄に掲げる項目の区分ごとに同表中欄に掲げる要件により審査して得た同表右欄の評点を合算した数値とする。

項目	要件	評点
障害者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者雇用率に1パーセントを加えて得た率により障害者を雇用していること（同条第7項に規定する事業主以外の事業主にあつては、障害者を雇用していること。）。	20
地域加算	次のいずれかに該当していること。 (1) 本店の所在地が上尾市内であること。 (2) 支店又は営業所の所在地が上尾市内であること。	20 10
工事成績	資格審査申請日の属する年度の前年度において別に定めるところにより受けた工事の成績の評定の平均点（共同企業体における実績は除き、実績のない者は0点とする。）が次のいずれかに該当していること。 (1) 80点以上 (2) 78点以上80点未満 (3) 68点以上78点未満 (4) 65点以上68点未満 (5) 65点未満	30 20 10 0 -20
品質管理	建設工事の施工について、公益財団法人日本適合性認定協会又は当該協会と相互認証している認定機関（以下「協会等」という。）によるISO9001の認証を取得していること。	20
環境への配慮	埼玉県エコアップ認証制度実施要綱第5条の規定による埼玉県エコアップ認証事業所としての認証又は	20

	協会等による I S O14001の認証を取得していること。	
災害防止活動の実績	本市と「災害被害対応に関する防災協定」、「大雨時における応急対策業務に関する協定」、「大雨時における水防活動に関する協定」、「災害時における応急対策に関する協定」又は「大雨時における内水対応協定」を締結し、当該協定に基づく活動実績を有していること。	30
社会的貢献の実績	本市の施設管理に関するボランティア活動（道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、本市と企業との協定書等や、本市から企業への感謝状により実施を確認できるものをいう。）の実績を有していること。この場合において、当該実績は、原則として企業単体で実施したものを評価の対象とする。	10
障害者福祉事業所からの調達実績	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市内に設置された障害者支援施設等と次に掲げる内容の契約を締結した実績を有していること。 （1） 役務の提供（当該役務の提供に係る対価が10万円以上のものに限る。）を受けること。 （2） 10万円以上の物品を買い入れること。	10 10
障害者職場実習受入企業等表彰の受賞実績	障害者職場実習受入企業等表彰を受賞した実績を有していること。	10

備考 災害防止活動の実績、社会的貢献の実績、障害者福祉事業所からの調達実績及び障害者職場実習受入企業等表彰の受賞実績（次項において「災害防止活動の実績等」という。）の項目において審査の対象となる実績は、資格審査申請日の属する年度前2年度の間のものであるとする。

2 前項の規定にかかわらず、格付を受けようとする者が雇用する労働者の数が常時障害者の雇用

の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条に規定する数未満である事業主に該当する者である場合における障害者雇用の項目に係る要件は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を1人以上雇用していることとする。

3 格付を受けようとする者が官公需適格組合である場合における第1項の規定の適用については、官公需適格組合として同項の表中欄に掲げる要件（以下単に「要件」という。）を満たしている場合に限り、評点を得るものとする。

4 格付を受けようとする者が経常建設共同企業体である場合における第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、同号に規定する場合に限り、評点を得るものとする。

(1) 障害者雇用、地域加算及び災害防止活動の実績等 経常建設共同企業体の構成員の全てが要件を満たしている場合

(2) 工事成績 経常建設共同企業体として受けた評定の平均点が要件を満たしている場合

(3) 品質管理及び環境への配慮 経常建設共同企業体の構成員のうち出資比率が最大のもの（出資比率が最大の構成員が複数いる場合にあつては、当該構成員のうちいずれかのもの）が要件を満たしている場合

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、格付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われる格付から適用し、同日前に行われる格付については、なお従前の例による。

(上尾市建設工事共同企業体取扱要綱の一部改正)

3 上尾市建設工事共同企業体取扱要綱（平成7年4月28日市長決裁）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成25年告示第74号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第125号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第111号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上尾市建設工事競争入札参加資格者格付要綱の規定は、平成29年3月15日以後に行われた格付から適用し、同日前に行われた格付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年8月21日告示第260号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月15日告示第209号）

この告示は、公布の日から施行する。